

全国大会等出場及び優勝賞賜金交付事務手続き基準

全国大会等出場及び優勝賞賜金交付取扱い要領（平成17年2月13日制定。以下「要領」という。）第5に規定する出場賞賜金および優勝賞賜金の交付に係る必要な事務手続きについて次のとおり定める。

第1 交付手続き等

賞賜金の交付については、原則として、次の各号に定める交付申請書の提出により交付を決定する。ただし、国民体育大会出場に係る出場賞賜金については、山口県体育協会（下関市体育協会を含む）の連絡文書等により、市長が交付を判断することができる。

なお、交付申請を行った者は、当該申請内容に変更を生じたときは、すみやかにその内容を市長に報告し、市長の指示を受けなければならない。

(1) 出場賞賜金

出場賞賜金の交付を受けようとする者は、大会当日までに出場賞賜金交付申請書（様式第1号）に別表1に記載する関係書類を添付して申請するものとする。

ただし、西日本・中国地区を対象とする大会の場合で、その大会が全国大会出場への予選を兼ねている場合は、大会終了後20日以内に関係書類を添付して申請するものとする。

(2) 優勝賞賜金

優勝賞賜金の交付を受けようとする者は、大会の成績が決定後20日以内に優勝賞賜金交付申請書（様式第2号）に別表2に記載する関係書類を添付して申請するものとする。

第2 大会成績の報告

出場賞賜金の交付を受けた者は、大会の終了後すみやかに成績報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

第3 その他

この基準に定めるもののほか、この基準の適用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準の施行の際、この基準による改正前の様式による用紙で、現に存するものは、なお使用することができる。

別表 1 (出場賞賜金関係)

	必要な書類	備考
予選を経て出場する場合 (申請による)	①出場賞賜金交付申請書 (団体種目は参加者名簿を添付)	個人種目の場合様式第1号の1 団体種目の場合様式第1号の2
	②予選の大会要項	
	③対象大会の要項	
	④対象大会の出場が確認できる書類	例として予選成績表、大会出場決定通知書又は予選会で付与された賞状の写し等の書類
	⑤全国大会等出場及び優勝賞賜金口座振込み依頼書	様式第3号
	⑥委任状	※対象者本人が申請をしない場合等に必要
選考を経て出場する場合 (申請による)	①出場賞賜金交付申請書 (団体種目は参加者名簿を添付)	個人種目の場合様式第1号の1 団体種目の場合様式第1号の2
	②対象大会の要項	
	③対象大会の出場が確認できる書類	例として大会出場決定通知書又は推薦書等の書類
	④全国大会等出場及び優勝賞賜金口座振込み依頼書	様式第3号
	⑤委任状	※対象者本人が申請をしない場合等に必要
国民体育大会で市長の判断による場合 (申請によらない)	①対象大会の出場が確認できる書類	例として山口県体育協会(下関市体育協会を含む)からの連絡文書等による。

別表 2 (優勝賞賜金関係)

	必要な書類	備考
対象大会で優勝した場合 (申請による)	①優勝賞賜金交付申請書 (団体種目は参加者名簿を添付)	個人種目の場合様式第2号の1 団体種目の場合様式第2号の2
	②対象大会の要項	
	③対象大会で優勝したことが確認できる書類	例として大会の成績表、賞状の写し等
	④全国大会等出場及び優勝賞賜金口座振込依頼書	様式第3号
	⑤委任状	※対象者本人が申請をしない場合等に必要